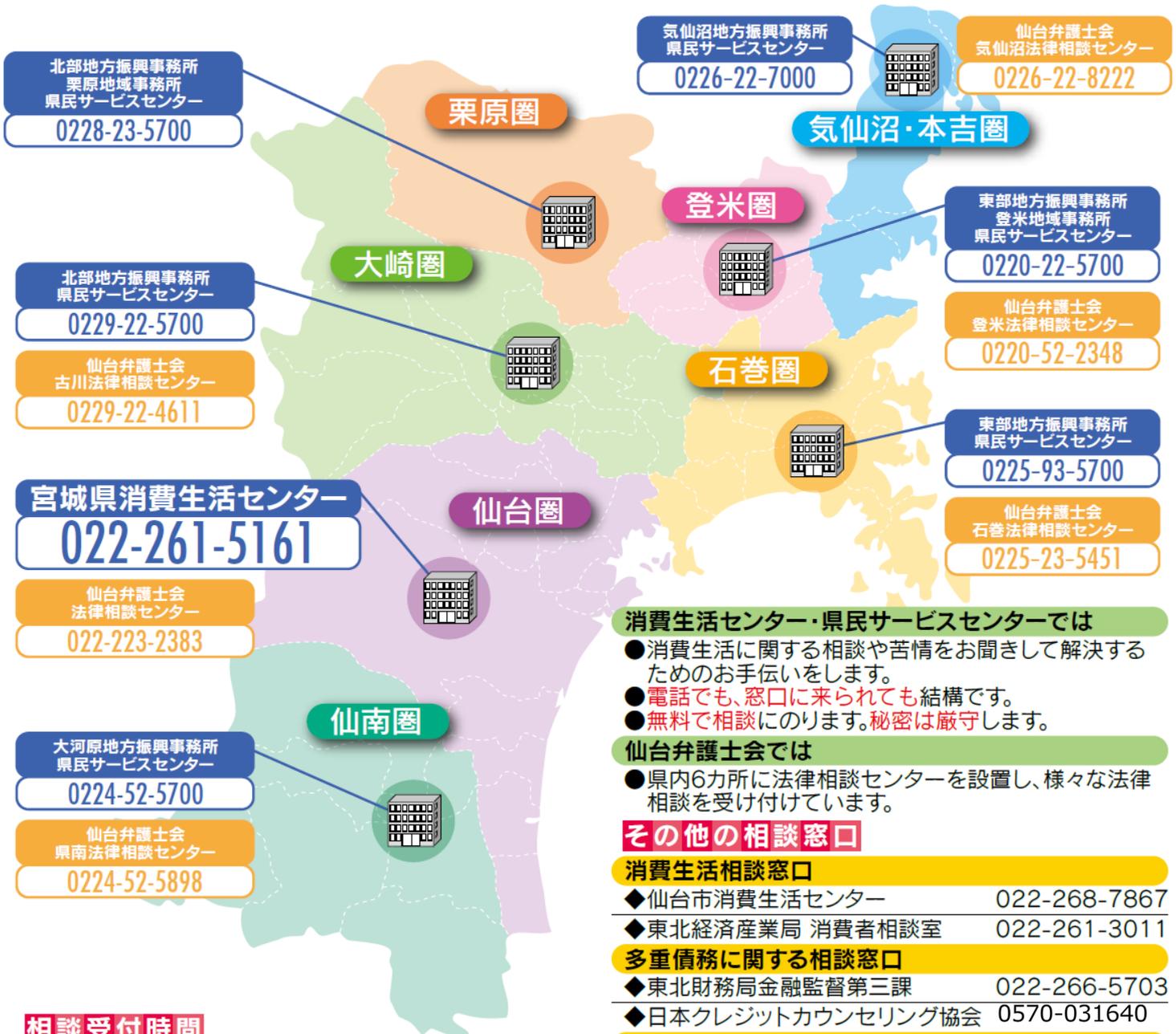


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

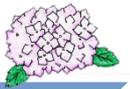
国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。





みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆劇場型勧誘にご用心！
- ◆ネット通販の前払いは慎重に！
- ◆ベスト消費者サポーター章受賞！
- ◆安易な副業サイトの利用はやめましょう
- ◆宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています



劇場型勧誘にご用心！

劇場型勧誘（買え買え詐欺）に関する相談が依然として寄せられています。不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切るようにしましょう。



大手企業のようなところから「県内に建設予定の老人ホームの入居権が当選した。入居の予定がなければ、はずれた人のために代わりに申し込んでほしい。謝礼する。」と電話があった。返事を渋っていると、「明日、再度連絡するので、その時に返答してほしい。」と言われた。しばらくすると、その老人ホームの担当者から「あなたが大手企業に名義を貸して当老人ホームとの契約をしたことは分かっている。名義貸しは犯罪だ。このままでは逮捕される。」と電話がきた。「まだ承諾していない。」と言ったが、「何か解決方法があるかもしれない。また電話する。」と言われ電話が切れた。どうしたらいいだろうか。

★アドバイス★

- 「名義を貸すだけ」などと説明があっても、後からさまざまな口実で金銭を要求されます。一度お金を払ってしまうと、次々に請求されることがあるうえに、取り戻すことは極めて困難です。不安に感じて絶対には払ってはいけません。
- 断る時は余計な話はせず、「いりません！」「お断りします！」とキッパリ断り、すぐに電話を切りましょう。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、お金を支払う前にお住まい地域の消費生活の相談窓口や家族、友人などに相談しましょう。



ネット通販の前払いは慎重に！

ネット通販で園芸用品を注文した。受注メールが来たが振込先の記載がなかったためメールで問い合わせたところ、個人名義の振込口座を指定された。不審に思ったが15,000円をその業者の口座に振り込んだ。しかし、やはり変だと思い、同名の企業を改めてネット検索したところ、今回注文したサイトはニセモノのサイトであることが発覚した。注文したサイトを確認すると、業者の住所も電話番号も記載がない。どうしたらいいか。



☆トラブルに遭わないために☆

ネット通販は店舗で商品を購入する場合と違い、実際の店舗や商品などを確認することができません。また、注文してから商品が届くまでに時間がかかります。このような状況で前払いをすると、消費者側が商品が届かないなどのリスクを負うことになります。したがって、よほど信頼できるサイト以外は前払いでの決済はしない方が賢明です。

申し込む前に少しでも疑問や不安があれば消費生活センターに相談してください。振り込んでしまった後でトラブルが生じた場合は、速やかに銀行と警察にも状況を相談しましょう。

ネット通販を利用する際は以下のチェックポイントを参考にしてみてください。1つでも当てはまる場合は、そのサイトの利用を避けた方が賢明です。

利用時のチェックポイント

- ☑他のショッピングサイトでは売り切れなのに、そのサイトだけ販売している
- ☑市場価格より極端に安い
- ☑サイトの日本語が不自然
- ☑連絡先がメールアドレスしかない
- ☑支払方法が前払いしか選択できない

ベスト消費者サポーター章受賞！

気仙沼地方振興事務所県民サービスセンターの元消費生活相談員菅原幸枝さんと、みやぎ生活協同組合さんが「消費者支援功労者表彰ベスト消費者サポーター章」を受章されました！

菅原さんは33年以上にわたる相談員としての活躍や、東日本大震災以降の自らの被災体験談を踏まえた被災者への親身な対応などが、みやぎ生活協同組合さんは「コープフードバンク」や「くらしと家計の相談室」の設立、「食のみやぎ復興ネットワーク」の結成により、社会福祉団体や生活困窮者への支援や東日本大震災以降の風評被害防止などに寄与してきたことなどが評価され、今回の受賞となりました。

※「ベスト消費者サポーター章」とは、消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績があった個人や団体に消費者庁長官から贈られるものです。



安易な副業サイトの利用はやめましょう

最近、宮城県消費生活センターには副業サイトに関する相談が寄せられています。

小遣い稼ぎになればと思い、副業サイトを検索していたら転売ビジネスのサイトを見つけた。マニュアル本のとおりに行えば再現性100%で、確実に50万円は稼げるとのことだった。通常は10万円するが、今なら50人限定15,000円で購入できるとのことだったので、マニュアル本を購入することにした。届いたマニュアル本を読んだら疑問点が出たので業者に問い合わせたが、納得のいく回答を得られなかった。儲かる気がしないので返金してほしい。



★アドバイス★

- 簡単に儲かる話は存在しません！記載の内容をうのみにせず、よく検討しましょう。
- SNSなどの個人からの情報もうのみにしてはいけません。中には、マルチ取引の勧誘や、業者の指示をうけての内職商法の勧誘の場合もあります。
- 1度お金を支払ってしまうと、返金を求めるのは大変困難です。
- おかしいなあと感じた時は、そのホームページが削除されてしまう前に、お住まい地域の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています。

実際に県消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活相談員が講師となって被害に遭わないためには何に注意したらよいのか、また遭ってしまった場合の対処法などについてお話しします。

講座は無料です！町内会やPTAなどの集まり、高齢者を見守る立場の方々の方々の研修会、各学校での講演など、様々な場でご活用ください。

★申込みの流れ★

- ①下記まで日程調整の電話を入れる
※開催予定日の**1ヵ月以上前**にご連絡お願いいたします。
- ②申込書をFAXで送る
※申込書は県消費生活センターのホームページにあります。

★申込み・問合せ先★

TEL：022-211-2524
FAX：022-211-2959



啓発用リーフレットの配布や、DVDの貸出も行っています！
併せて、ご活用ください♪
詳しくは、県消費生活センターホームページをご覧ください！

